

答申第35号

答 申

1 審査会の結論

平成26年5月27日付けで審査請求人が消防長(以下「実施機関」という。)に対して行った公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、実施機関が平成26年6月6日付けで行った公文書不開示決定は妥当ではなく、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとは考えられないもの及び生徒達へ心理的に重大な影響を与えるようなものでない部分については、開示すべきである。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成26年5月27日付けで実施機関に対し、「2月の〇〇中学校の火災現場の写真」について、本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成26年、2月24日(月)2時00分消防覚知、総合番号24番の火災原因損害調査報告書のうち、津市火災原因損害調査要綱第17条に基づく写真」(以下「本件公文書」という。)を特定した。

(3) 実施機関は、平成26年6月6日付け津市指令消中第675号で本件公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ア 開示しない理由

条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(4) 審査請求人は、平成26年8月6日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

審査請求書によれば、審査請求の主たる理由は、本件公文書については、「犯罪捜査に関する情報というよりも、捜査に関する情報である。」というものである。

4 実施機関の不開示理由説明

開示・不開示理由等説明書によれば、本件公文書を不開示とした理由は、犯罪の予防という点のみならず、被害のあった〇〇中学校では火災発生後、火災現場を立入禁止にしており、生徒達は、当該火災に関する情報を一切知らない状態であり、このような状況下で火災現場の情報を公にすることは、生徒達の不安感や恐怖心を助長させ、心理的悪影響を与えるため、本件公文書については、条例第7条第4号に規定する「公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報」と判断し不開示とした、というものである。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を不開示としたことについて争っている。

なお、本件処分の根拠である条例第7条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれが情報を不開示とすることを定めたものである。

以下、条例第7条第4号の該当性について検討する。

(1) 審査請求人による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、審査請求人による口頭の意見陳述を聴した。

審査請求人によれば、実施機関は、条例第7条第4号に規定する「犯罪捜査等情報に関する情報」で不開示としているが、当該案件については、捜査に関する情報とまでは言えないものの、どちらかと言えば被害に関する情報であると認識している。仮に捜査に関する情報であったとしても、その全てを不開示にしなければならないことにはなっていないはずである。

審査請求人は過去に同様の請求を教育委員会に対して行っているが、本件に関して、実施機関である消防が、生徒の心理的影響等、学校現場の影響を鑑みといった教育委員会と同様の理由で不開示とするのは納得できない。

また、実施機関は、開示・不開示理由等説明書において、公共の安全と秩序の維持に支障が出るおそれがあると言っているが、火事の犯人はまだ捕まっておらず、そのような状況下において、公共の安全と秩序の維持に支障があるという理屈はおかしい。この写真を公開して、模倣犯が出現するのかと考えた時に、あまりそのようなことは考えにくい。また、どの程

度被害があったのか、被害に関する部分を開示したところで、なんら支障はないと思う。支障がなければ、これを理由に非開示とすることは根拠がない。重ねて、犯罪の予防という部分で言えば、犯人を捕まえてもらうのが一番の予防である。

生徒の不安感や恐怖心については、職員室が使えなくなるほど燃えたという時点で、生徒の不安感や恐怖心は変わらないし、写真を見せたからといって何ら関係ないものである、と主張する

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

一方、当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。なお、本件においては、以前に同様の請求が教育委員会にもなされていたことから、教育委員会（以下「参加人という」）にも、口頭の意見陳述に参加いただいた。

実施機関によれば、本件公文書については、模倣犯等の犯罪の予防という点のみならず、学校に係ることなので、事件直後から、現場等について一切生徒達の目に触れないような処置をしており、そのような状況下において生徒達への不安感、恐怖心を助長させるようなことがあってはいけないということで、これらは、条例第7条第4号に規定する「公共の安全と秩序に支障が生ずる情報」に該当することを主たる理由に不開示としたとのことである。

この点については、参加人からも、以前に教育委員会において同様の請求があり、消防と同様の理由で不開示としたが、火災直後に現場において、生徒や保護者の目に触れない措置を行う等の経緯を消防にも話し、最終的に消防の方で総合的に判断いただいた、との陳述を得ている

また、生徒達の目に触れないように措置をした理由として、火災の事実については、学校側から生徒達に伝えてはいるものの、生徒達が日常生活をしている学校の中で、そのようなことが起こったということだけでも、生徒達は不安になるものであり、今回の件で、実際に不安を訴え、スクールカウンセラー等に相談している生徒も存在している中で、生徒達の目に触れさせるということは、少なからず不安材料になるということである。

なお、火災現場については、前述の参加人の陳述の措置のほか、消防が現地に到着し、消火活動を開始する時には、敷地内を立入禁止とし、翌日朝の火災損害調査時にも同様に、現場において立入禁止としており、外部から火災現場が見える余地は無かったとのことであった。

(3) 当審査会の判断

当審査会は、本件公文書の見分を行った上で、本件処分の妥当性について検討を行った。

本件処分の趣旨は、前述のとおり、本件公文書を開示することによる模倣犯の防止といった「犯罪の予防」の観点、また、生徒達への心理的悪影響を考慮した、広い意味での「公共安全と秩序の維持」の観点がその主たるものであると考えられる。

まず「犯罪の予防」という点についてであるが、本件公文書には、火災原因であろう燃焼した物体が映写されたものもあり、実施機関の言うように、本件公文書を開示することによる模倣犯出現の可能性は、完全には否定できないものの、その全てが直ちに公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすものであるとは考え難いものであった。

次に、本件公文書を開示することによる、生徒達への心理的影響についてという点であるが、この点については、参考人の陳述にもあるように、実際に不安を訴え、スクールカウンセラー等に相談している生徒も存在している状況を考慮すれば、本件公文書が開示されることによる生徒達への心理的影響については、完全に否定はできない。また、生徒ごとにその感受性の濃淡もあり、心理的影響面を尺度とした開示の可否の判断は極めて困難であると考えられるが、前述の模倣犯の可能性の件と同様に、当審査会が本件公文書を見分した限りでは、校舎の一部等が焼損している写真であったとしても、生徒達に大きく心理的影響を与えないであろう写真も見分されることから、その全てが直ちに生徒達への心理的影響を及ぼすものとは考え難いものであると考えられる。

したがって、本件公文書について、いわゆる現場写真の中でも、捜査に支障が生ずること、とりわけ本件においては、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとは考えられないもの及び生徒達へ心理的に重大な影響を与えるようなものでないものについては、開示するべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 8月20日	諮問書の受付

平成26年 9月30日	諮問案件の審議並びに審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成26年11月13日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子